

保推第793号
平成22年11月22日

福祉用具貸与事業者 管理者 様
居宅介護支援事業者 管理者 様
介護予防支援事業者 管理者 様
小規模多機能型居宅介護事業者 管理者 様

福岡市保健福祉局
高齢者・障がい者部介護保険課長
高齢者施策推進課長
(在宅サービス指導係)

福祉用具貸与に係る該当品目（体位変換器）について（通知）

標記の件について、福岡市では、下記の製品については体位変換器として認めておりませんでした。使用目的、使用方法等をふまえ再度検討を行い、福祉用具貸与の対象とすることとしましたのでお知らせします。

貸与にあたりましては、使用用途が、単なる体位保持ではなく体位変換が目的であることをサービス担当者会議等で確認するとともに、その必要性について随時検討していただきますようお願いいたします。

なお、この取り扱いは福岡市の考え方ですので、他保険者の利用者につきましては当該保険者にご確認ください。

記

- 1 体位変換器として貸与可能とする製品例
メーカー名：アイ・ソネックス株式会社
商品名：ナーセンドパットA（TAISコード：00149-000012）

*原則として、上記の製品と同様の形状・機能を持つ製品（角度があり、側断面図が三角形状のもの）につきましては、貸与可能とします。

*判断に迷われる事例がありましたら、高齢者施策推進課在宅サービス指導係までご相談ください。

<関係法令等>

- 「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生省告示第93号)

6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

- 「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成12年1月31日老企第34号)

貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

- 厚生労働省Q&A 事務連絡 平成14年3月28日

Q：福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、かつ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようにするものを排除するものではないと解してよいか。

A：当該ただし書は、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する趣旨である。従って、使用法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となる。

問い合わせ先

福岡市保健福祉局 高齢者・障がい者部 高齢者施策推進課
在宅サービス指導係

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

Tel 711-4257 Fax 726-3328

E-mail kaigo-shido@city.fukuoka.lg.jp